

2019年7月23日

北広島市
市長 上野 正三 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則
フォーラム野幌の森
代表 五十嵐敏文
北広島森の倶楽部
事務局 加藤 和子
北広島の自然を考える会
代表 三澤 英一

オオタカ等に係わる要望書

きたひろしま総合運動公園線（仮称）の整備事業を進めるにあたり、環境調査で確認されたオオタカとクマタカについて、環境省のガイドライン『猛禽類保護の進め方（改訂版）』（環境省自然環境局野生生物課、2012）に従い、詳細な調査・検討を行うこと等を要望いたします。

説明

生物多様性保全の意識の高まる中、環境省は生態系保全とその頂点に立つ猛禽類の保護を大きな課題として、1996年に、イヌワシ、クマタカ、オオタカの3種の猛禽類を対象に専門家の意見を取りまとめ、『猛禽類保護の進め方』を公表しました。

『猛禽類保護の進め方』はガイドラインとして、各種開発行為等が及ぶおそれがある場合に保護する上で必要な事項を提示し、環境アセスメントや開発との調整等に広く活用され、また、各省庁等による個別事業のための指針等作成の際の参考として活用されています。その後2012年12月に、取り巻く環境の変化や知見の蓄積等を踏まえ、改訂版を公表しました。

オオタカは「日本国内では、生息地の大規模開発などによって数が激減し、1984年の調査で約400羽とされ、絶滅の恐れも指摘された。そのため、1993年に種の保存法が施行されると、オオタカは「希少野生動植物種」に指定され、保護対象となった。結果、数は急速に回復し、2008年の調査では関東地方とその周辺だけでも生息数は約5800羽が確認された。2017年8月には、「希少野生動植物」の解除が決定された。解除の施行は2017年9月」（ウィキペディアより転載）です。

しかし、環境省は「オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除にあたっての課題とその保全」（2016年2月、意見交換会資料）において現状「環境アセスメント（国、県）や各種開発行為において環境保全措置を検討するに当たり、『猛禽類保護の進め方』を活用」としており、また、「指定解除後の対応」として、「オオタカが里山を象徴する生態系上位種であることに変わらない。」ので、「『猛禽類保護の進め方』の考え方も変わらない。」としています。さらに、「オオタカの調査として、「調査期間：2営巣期を含む1.5年以上の期間、調査項目：①営巣場所、②繁殖状況、③行動圏の内部構造（行動圏、高利用域、営巣中心域）、④自然環境（地形、食性、気象）、⑤社会環境（土地利用状況、法規制、開発計画等）」を挙げています。

このように、オオタカに関しては「希少野生動植物」指定解除後も「猛禽類保護の進め方」を活用することが確認されています。

この度、北広島市が実施した環境調査において、オオタカは飛翔・巣・育雛など、クマタカは飛翔が確認されています。オオタカ、クマタカ両種ともに、『猛禽類保護の進め方』の対象種であるので、今後は『猛禽類保護の進め方』に沿った対処を要望します。

なお、『猛禽類保護の進め方』（改訂版）I章の「3. 猛禽類保護の基本方向」（p.5）では、「規模が小さい事業の場合でも、希少な猛禽類の生息に影響を及ぼすことが考えられる場合には、保全措置が必要である。一連の調査・検討等は事業者が主体となることが基本である。その場合には、猛禽類の専門家の参画を求めるとともに、地域の自然環境や猛禽類に詳しいNGO等の協力を要請することが望ましい。なお、環境省の地方環境事務所等は関係地方自治体との情報交換に努め、管轄区域内全般における猛禽類の生息情報等の把握を行い、個別の問題を含め関係地方自治体と連携して適切な対応を図る。また、都道府県の自然保護部局においては、一連の過程の中で積極的に関与・協力し、各都道府県における猛禽類の保護の中心的役割を担うように努める。」としています。

※ 回答は、8月30日までに文書でお願いいたします。

また、調査結果に、飛翔が確認されたクマタカについて記載されなかった経過などについて、文書で説明頂けるように希望します。

回答先

一般社団法人 北海道自然保護協会
060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5
info@nc-hokkaido.or.jp